

木材・木材製品の合法性、 持続可能性の証明のための ガイドライン

- 1.趣 旨
- 2.定 義
- 3.木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法
- 4.証明書の保管等
- 5.取組状況の検証と見直し

平成21年6月 林野庁

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

平成18年2月
林野庁

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

また、平成17年7月に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意したG8環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) C o C (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及びC o C 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。(参考1)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がC o C 認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。

自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。（参考2）

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

（ア）合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた旨を証明書に記載すること。

（イ）持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の

証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

(ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。

(イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

規模の大きな企業等が上記（1）又は（2）の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。（参考3）

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

4. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

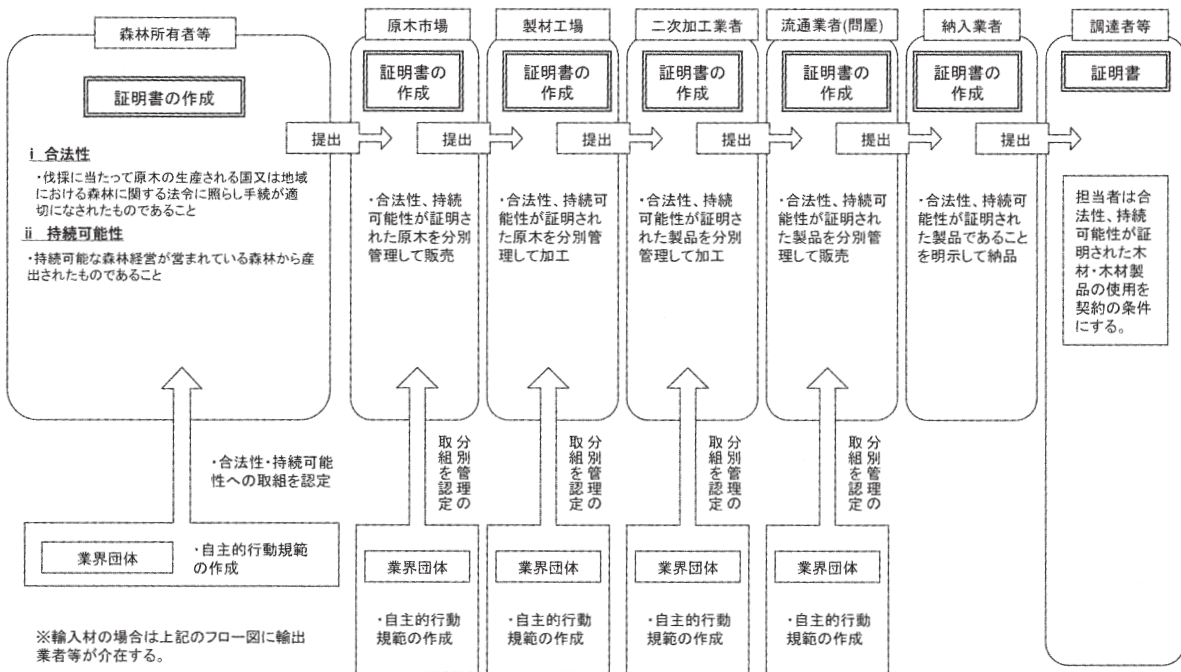
5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境NGO等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

参考1 森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



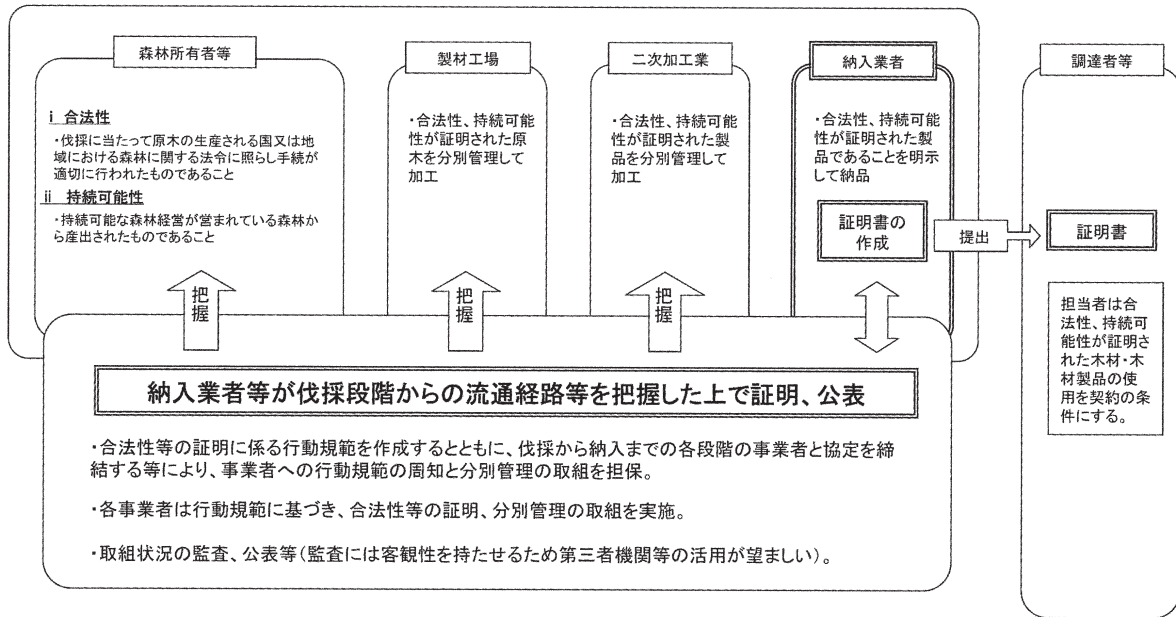
参考2 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図



参考3

個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図

(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出業者等が介在する。



合法木材供給事業者の認定に 係る要領等のひな形及び様式

違法伐採対策に関する〇〇木材組合（連合会）行動規範（例）

〇〇木材組合（連合会）

制定 平成 年 月 日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達を対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、〇〇木材組合（連合会）（以下〇木連）は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

- 1 〇木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 〇木連は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

- 3 〇木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇木連の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

- 4 〇木連は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

（情報の公開）

- 5 〇木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

(団体の会員のみを認定する場合)

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領 (例)

〇〇木材組合 (連合会)
平成18年〇月〇日作成
平成18年〇月〇日公表
平成21年〇月〇日改正

第一 目的

本実施要領は、〇〇木材組合 (以下「当団体」という) が平成18年 月 日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る〇〇木材組合 (連合会) 行動規範」 (以下「行動規範」という。) で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」 (以下「実施要領」という。) の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業者 (以下、「認定事業者」という) として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、当団体へ提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨の基づき厳正

に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

- 3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。

- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。

- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「合法木材供給認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに当団体へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年○月○日から施行する。

この実施要領は、平成21年○月○日から実施する。

第十一追加

(団体の会員の構成員を含めて認定する場合)

各都道府県木（協）連で「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（案）」を作成する際、直接の会員ではないが、「会員たる団体（地区木協など）に所属する事業体（いわゆる孫会員）については、当団体の会員と見なして認定の対象とする」場合（本要領第二但し書き）

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（例）

〇〇県木材組合連合会

平成18年〇月〇日作成

平成18年〇月〇日公表

平成21年〇月〇日改正

第一 目的

本実施要領は、〇〇県木材組合連合会（以下「当団体」という）が平成18年〇月〇日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る〇〇県木材組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業体（以下、「認定事業体」という）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とする。ただし、当団体の会員たる団体に所属する事業体については、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
- 3 前項の、対象事業体以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、当団体へ提出しなければならない。
- 2 なお、第二2の但し書きの事業者の場合は、別記1-2による事業者の属する会員団体の推薦を付して認定申請書を提出することとする。
- 3 1項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨の基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、

団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。

- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「合法木材供給認定事業者の取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに当団体へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年〇月〇日から施行する。

この実施要領は、平成21年〇月〇日から実施する。

第十一追加

平成 年 月 日

合法木材供給事業者認定申請書

〇〇木材組合（連合会） 殿

（〇〇県木材組合連合会 殿：団体の会員の構成員を含めて認定する場合）

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添 1）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入して下さい。

別記 1-1

合法木材認定にかかる経費

認定手数料

書類審査のみの場合 円

現地調査が必要な場合 実費

維持費

年額 円

別記1ア

(事業者認定申請書(継続)の様式(例))

平成 年 月 日

合法木材供給事業者認定申請書(継続)

〇〇木材組合(連合会) 殿

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

認定番号:

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の合法木材取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注:その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

別記 1-2
(事業者の認定推薦書様式例)

平成 年 月 日

事業者の認定推薦書
(団体の会員の構成員を認定する場合)

〇〇県木材組合連合会 殿

(推薦者)

〇〇木材組合の所在地：

〇〇木材組合の名称：

代表者の氏名：

〇月〇日付〇〇(申請者)より貴団体に提出された下記申請について記述内容は事実に基づいて記述されていると認められますので、貴団体の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」に基づき適切に審査が行われるよう、お願い致します。

記

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

以上

別添 1

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇製材（株）

平成 年 月 日作成

本方針書は、〇〇木材組合（連合会）が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成〇年〇月〇日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

別記2

(事業者認定書の様式(例))

平成 年 月 日

合法木材供給事業者認定書

殿

〇〇材組合(連合会)
会長

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
分別管理責任者の氏名 :
認定の有効期間 :平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記3 (証明書の様式(例))

番号
平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種：
- 2 品目(注③)：
- 3 数量(注④)：

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を削除して下さい。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

別記4

(合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告(例))

平成 年 月 日

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の 取扱実績報告

〇〇木材組合(連合会) 殿

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

団体認定番号:

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月1日~平成 年 3月31日
2. 木材・木材製品の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 m^3
	製品出荷量 m^3
3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3
	製品出荷量 m^3

備考:

(注)

- ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を削除して下さい。
- ②原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

別記5 (認定取消通知書(案))

平成 年 月 日

合法木材供給認定事業者の認定取消通知書

殿

〇〇木材組合(連合会)
会長

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由 :

合法木材の証明書様式例

証明書の引渡先を記載して下さい。

保安林内立木伐採許可決定通知書

杉山 太郎 殿

山田 一郎 殿

第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日

〇〇県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ヘクタール (m ³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60 日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

1 この許可について不服がある場合には、……………。

2 この許可については、……………。

3 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあっては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「〇〇県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

証明書様式 1-2

※伐採届けの写しを活用した証明

4 規則第7条第1項の届出書の様式

(森林所有書段階の証明書の例)

証明書の引渡先を記載して下さい。

杉山太郎 殿

市町村長 殿

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日



住 所

届出人 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)			ha
人工造林による面積 (A + B)			ha
植栽による面積 (A)			ha
人工播種による面積 (B)			ha
天然更新による面積 (C + D)			ha
ぼう芽更新による面積 (C)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし		
天然下種更新による面積 (D)			ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし		

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合には、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみに記載すること。

証明書様式 1-3

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明

別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

(森林所有者段階の証明書の例)

杉山 太郎 殿

証明書の引渡先を記載して下さい。

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

印

森林法第11条第1項（第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を（注）1の認定番号の次に（変1－25）のように記載する。
3. 変更の場合にあっては表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

森林施業計画の概要（伐採箇所）

・森林の所在地
・樹種
・伐採面積
・伐採材積

伐採箇所に係る情報を記述して下さい。また、これに代えて、森林施業計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。

※独自に作成する証明書

番号
平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

住所：

氏名：

下記の物件は、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きを適切に行っているものであることを証明します。

記

- 1 伐採許可（届出）年月日、許可番号、許可書発行先（注①）
- 2 物件（森林）所在地：
- 3 伐採面積 ： ha
- 4 樹種 ：
- 5 数量（注④） ：

（注）

- ①国又は地域の森林の伐採に関する法令の手續が適切に行われていることを示す伐採許可番号等の情報を記述して下さい。
- ②本様式による証明書の作成に代えて、伐採及び伐採後の造林届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。
- ③上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は、持続可能性に係る記述を付加して下さい。
- ④材積又は本数等の数量に係る情報を記述して下さい。

※保安林伐採許可書の写しを活用した証明

(素材生産業者段階の証明書の例)

保安林内立木伐採許可決定通知書

杉山 太郎 殿

山田 一郎 殿

第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可する

年 月 日

〇〇県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ヘクタール (m ³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60 日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

- この許可について不服がある場合には、……………。
- この許可については、……………。
- 不服の理由が、……………。

備考 許可が、森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあつては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「〇〇県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

〇〇 〇〇 殿 上記のとおり合法性を証明します。平成〇〇年〇〇月〇〇日
 ZZZ林産(株) 杉山太郎 印
 認定番号：□□第〇〇〇号
 住所：

証明書の引渡先を記載して下さい。

証明に必要な事項(合法木材であること、認定番号等)を記載して下さい。

(注) 持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

証明書様式 2-2

※伐採届けの写しを活用した証明

4 規則第7条第1項の届出書の様式

(素材生産業者段階の証明書の例)

年 月 日

杉山 太郎 殿

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿



住 所

届出人 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡	町 村	大字	字	地番
--------	--------	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha	
人工造林による面積 (A + B)	ha	
植栽による面積 (A)	ha	
人工播種による面積 (B)	ha	
天然更新による面積 (C + D)	ha	
ぼう芽更新による面積 (C)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし	
天然下種更新による面積 (D)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びびぐな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

〇〇〇〇 殿

証明書の引渡先を記載して下さい。

上記のとおり合法性を証明します。平成〇〇年〇〇月〇〇日

証明に必要な事項(合法木材であること、認定番号等)を記載して下さい。

ZZZ林産(株) 杉山 太郎 印
認定番号: □□第〇〇〇号
住所:

証明書様式 2-3

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明
別紙2

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式 (素材生産者段階の証明書の例)

杉山 太郎 殿

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長 (都道府県知事、農林水産大臣) 氏名

印

森林法第11条第1項 (第12条第1項、第12条第2項) の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第8条の20第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
2. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を(注)1の認定番号の次に(変1-25)のように記載する。
3. 変更の場合にあつては表題の次に(変更)と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

森林施業計画の概要 (伐採箇所)

- ・ 森林の所在地
- ・ 樹種
- ・ 伐採面積
- ・ 伐採材積

証明書の引渡先を記載
して下さい。

〇〇 〇〇 殿

証明に必要な事項 (合法木
材であること、認定番号等)
を記載して下さい。

上記のとおり合法性を証明します。平成〇〇年〇〇月〇〇日

Z Z Z 林産 (株) 杉山太郎 印

認定番号: □□第〇〇〇号

住 所:

(素材生産業者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号
平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、合法的に伐採された原木であることを証明します。

記

- 1 樹種：
- 2 品目（注③）：
- 3 数量（注④）：

（注）

- ①上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。
- ②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材であること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位（ m^3 、本、kg、枚など）にて記述して下さい。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための

合法木材ハンドブック (第四版)

平成 28年 2月 発行

制作・発行：一般社団法人 全国木材組合連合会
違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3(永田町ビル 6F)

TEL(03)3580-3215

FAX(03)3580-3226

HP : <http://www.zenmoku.jp/>

編集・印刷：株式会社 研恒社